

第8章 デジタル・ディバイドの解消

8.1 ブロードバンドに関するデジタル・ディバイドとは何か

- ① 「デジタル・ディバイド」の用語が使用されたのは、1998年に発表された米国 NTIA（商務省電気通信情報庁）の報告書（Falling Through the Net II : New Date on the Digital）が最初であると考えられる。その後、デジタル・ディバイドは、インターネットの利用可能性の有無や、いわゆる情報リテラシーのレベルの格差等様々な内容について、また地域間の格差から個人間の格差まで、様々な場面で利用されている。情報通信白書（平成16年版）においては、「インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者の間に生じる格差」と定義されている⁶⁷。
- ② ブロードバンドに関するデジタル・ディバイド、特に地理的な意味合いにおけるデジタル・ディバイドについては、一般的には、都市部と地方（特に採算性が低い等のために民間サービスの提供が遅れている又は提供されない地域）との間に生じる、ブロードバンドが利用できないことによる情報格差と理解されている。
- ③ 本稿においては、デジタル・ディバイドとは、ブロードバンドが利用の有無による「結果」としての情報格差ではなく、「利用機会・利用可能性」そのものにおける格差を指すものとする。

⁶⁷ 「平成16年情報通信に関する現状報告」（総務省、平成16年7月）用語解説参照。